

1. 議事日程（令和7年第1回北広島町議会定例会）

令和7年2月5日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第2号	特別職の職員の給与の特例に関する条例
日程第5	議案第3号	北広島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第4号	北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第5号	北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第6号	北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第7号	北広島町開発行為の適正化に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第8号	北広島町立学校設置条例等の一部を改正する条例
日程第11	議案第9号	芸北創作センター設置及び管理条例を廃止する条例
日程第12	議案第10号	指定管理者の指定について
日程第13	議案第11号	北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
日程第14	議案第12号	財産の無償譲渡について
日程第15	議案第13号	令和7年度北広島町一般会計予算
日程第16	議案第14号	令和7年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第17	議案第15号	令和7年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第18	議案第16号	令和7年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第19	議案第17号	令和7年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第20	議案第18号	令和7年度北広島町診療所特別会計予算
日程第21	議案第19号	令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第22	議案第20号	令和7年度北広島町下水道事業会計予算
日程第23	同意第1号	監査委員の選任の同意について
日程第24	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	亀岡純一	2番	伊藤立真	3番	敷本弘美
4番	中村忍	5番	佐々木正之	7番	美濃孝二
8番	梅尾泰文	9番	伊藤淳	10番	服部泰征
11番	宮本裕之	12番	湊俊文		

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕 野 博 司	副 町 長	畑 田 正 法	教 育 長	増 田 隆
芸北支所長	村 竹 明 治	大朝支所長	矢 部 芳 彦	豊平支所長補佐	榎 本 妙 子
危機管理課長	川 手 秀 則	総務課行政管理係長	坪 内 聡 子	財政政策課長	国 吉 孝 治
管 財 課 長	高 下 雅 史	まちづくり推進課長	小 椿 治 之	税 務 課 長	植 田 優 香
町民保健課長	迫 井 一 深	福 祉 課 長	細 居 治	こども家庭課長	芥 川 智 成
環境生活課長	出 廣 美 穂	農 林 課 長	宮 地 弥 樹	商工観光課長	大 本 賢一郎
建 設 課 長	竹 下 秀 樹	消 防 長	笠 道 宏 和	教 育 課 長	植 田 伸 二
会計管理者	大 畑 紹 子				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江 議会事務局 田 邊 五 月

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午 前 10時 00分 開 会

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（湊俊文） おはようございます。議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、梅尾議員、9番、伊藤淳議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定について議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日から2月18日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から2月18日までの14日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付したとおりです。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は配付しております請願・陳情受付簿のとおりです。会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に審査の付託をいたします。次に、地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告及び同法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が提出されております。結果報告は配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で議長報告を終わります。次に町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは行政報告をいたします。4ページ目をお開きください。総務課の関係であります。ノーベル平和賞受賞記念報告会を1月30日に行いました。これはノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会が受賞、代表委員の箕牧氏をお招きし、受賞の報告、核廃絶の思いを共有する場として報告会を実施したところであります。次に危機管理課の関係、5ページをお願いします。地域防災力強化ということで個別避難計画を作成をしております。要支援者の方に通知を行い、同意していただいた方に対して、この個別避難計画を作成していくものであります。今後これをしっかり計画をつくっていくということでございます。消防団の関係であります。6ページをお願いします。年末警戒ということで12月28日から30日まで3日間、年末夜警を行っていただきました。それから令和7年消防出初式として1月12日に開催をさせていただきました。次に15ページをお願いします。町民保健課の関係であります。元気づくり推進事業で集会所コース、元気リーダーコース、合わせて12月末時点で1万8646名、延べ参加人数となっております。現在64会場で実施をしているところであります。次に福祉課の関係、18ページをお願いします。介護予防普及啓発事業ということで、サロンの出前講座ということで、12月までで今年度55回開催をしております、参加延べ人数が794人ということとなっております。また認知症総合支援事業ということで、認知症カフェですが、町内8か所で12月までで合計78回開催し、参加の延べ人数が1312人となっているところであります。20ページをお願いします。こども家庭課の関係であります。ネウボラ事業、母子保健事業として、記載のとおりきめ細かい対応をしているところでございます。23ページをお願いします。環境生活課の関係であります。カーボンニュートラル推進事業として、ゼロカーボンタウン推進加速化事業補助金として事業を行っております。1月16日現在で予算の執行率が78.2%というところでございます。また、24ページをお開き

いただきたいと思います。カーボンニュートラル推進事業ということで、脱炭素先行地域づくりを進めておるところであります。2月の6日までに計画書を提出してまいりたいと思っております。全国100か所程度の脱炭素先行地域ということを目指しているところであります。26ページ、農林課の関係であります。米どころ北広島町発信プロジェクトということで、第3回全日本お米グランプリ in 北広島町を12月1日に開催をいたしました。最終審査に残ったのが30点ということで、うち町内産の米が受賞をしたのが4点、金賞が2点、銀賞が2点という結果になったところでございます。29ページ、商工観光課の関係であります。北広島町農山村体験推進事業として行っておりまして、1月末までで県内小学校18校419人、修学旅行生が小学校1校91人、中学校が10校で796人、高等学校が2校で145人、インバウンドが4団体で146人、合わせて1597人の受入れを行っております。建設課の関係であります。31ページをお願いします。地域施工支援事業として、今年度1月20日現在であります。原材料支給が8件、施工補助が26件、合計で34件採択をしております。32ページをお願いします。都市計画マスタープラン・立地適正化計画の関係であります。第1回北広島町都市計画審議会を12月24日に開催をしたところあります。私からの報告は以上であります。教育委員会関係につきましては教育長より報告をいたします。

○議長（湊俊文） 増田教育長。

○教育長（増田隆） それでは教育課より行政報告いたします。33ページをお願いいたします。

学校教育活動の欄の下から2つ目、スキー実技研修兼初任者研修をサイオトスキー場で開催しました。1月17日金曜日、対象者14人のうち13人が参加をしております。同じくその下、第5回大朝小新庄小統合準備委員会、12月9日月曜日、大朝支所2階の会議室で行っております。同じくその下、北広島町二十歳のつどい、令和7年の二十歳のつどいですが、令和7年1月12日の日曜日、交流センター紫の里、出席者は対象者が178人のうち115人が出席をしてくれています。ふるさと夢プロジェクト事業は、町内就職者お祝いの会ということで、令和7年1月14日火曜日、役場の会議室等で行っております。対象者7人、全員参加をしてくれています。内訳は千代田高校が5人、芸北分校が1人、新庄高校が1人です。一番下の図書館運営事業であります。その中の一番下の丸です。第53回広島県読書活動推進協議会の顕彰でありまして、読み聞かせグループ「おはなしポケット」壬生地域であります。奨励賞をいただいております。34ページに続きますが、そこはご覧いただいたとおりであります。実はとても大事なことを記載漏れをしておりました。大変申し訳ありませんが、大朝小学校であります。第11回全国小学校ラジオ体操コンクールで、取組部門は総務大臣表彰をいただいております。それから、技術部門でも優秀賞、エリア奨励賞ということで、3つのところで全て賞をいただきました。1月23日に大朝中学校体育館で表彰式が行われました。大変申し訳ありません。なお、今週の金曜日7日ですが、町長の表敬訪問、児童16人と先生で来られるということになっておりますので、お知りおきください。その他については記載のとおりです。以上です。

○議長（湊俊文） 以上で、町長並びに教育長の行政報告を終わります。これをもって諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第４ 議案第２号 特別職の職員の給与の特例に関する条例

- 議長（湊俊文） 日程第４、議案第２号、特別職の職員の給与の特例に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案第２号につきまして概要を説明します。議案集４ページをお願いします。議案第２号、特別職の職員の給与の特例に関する条例について説明します。本案は、特別職の職員の給与について減額措置を講じるため、条例の制定について町議会に提案するものです。詳細につきましては担当から説明いたします。
- 議長（湊俊文） 総務課行政管理係長。
- 総務課行政管理係長（坪内聡子） 議案第２号、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について総務課からご説明申し上げます。職員が起こした住居侵入及び器物損壊の不祥事を受け、令和７年１月２８日、本人を含む関係職員の処分を行いました。法令を遵守すべき公務員として決してあってはならないことであり、住民の皆様の町政に対する信頼を大きく失墜させることになりました。このたびの不祥事に対する特別職の責務として給料の減額を行うものとし、必要な特例条例を定めるものです。内容は、町長、副町長ともに令和７年２月分の給料月額を１００分の１０減額するものです。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。８番、梅尾議員。
- ８番（梅尾泰文） ８番、梅尾であります。これは消防職員の不祥事に関わって町長あるいは副町長、あるいは消防長等の処分がなされるということでもありますけれども、１００分の１０という割合も何をもってされたのかということも分かりませんし、これから先に何か不祥事がないような方策をどのような形で取られるのかということのほうにむしろ大切だというふうに思います。事があったたびに管理職の方、トップの方が減額をされているというふうな状況というのは、私はもう一つ納得いかないということではありますが、そのところはもう少し分かりやすくお伝えいただければというふうに思います。
- 議長（湊俊文） 副町長。
- 副町長（畑田正法） まず、前提としてですけども、組織として職員に対する管理監督責任はそれぞれ監督者、責任者にはあると思っております。一般社会におきましても、個人の不祥事に対して責任者の責任が問われているというふうな状況がございます。今回の事案につきましても、個人の不祥事ということになっておりますけども、これに対しましては職務上知り得た情報を活用していること、もう一つは免職という大きな処分を課しているということがございます。こういうことに対しましては、やはり監督責任等が問われる問題だと思っておりますので、それぞれの職務に応じた措置でありますとか処分を行ったものでございます。これにつきましては、これまでも同様な考え方の下、措置を行ってきているところでございます。また、今後の再発防止につきましては、当然に職員にしっかり法令遵守の意識を高める対応等取ってまいりたいと思っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- ８番（梅尾泰文） １００分の１０のパーセントについての考え方。
- 議長（湊俊文） 副町長。
- 副町長（畑田正法） これにつきましては１００分の１０ということですけども、これにつま

しては、これまでの本町の行ってきた事例、あるいは他市町の事例等を勘案しまして、こういうふうな措置をこれまで取ってきたというところで、今回も同様の措置を取るものでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第2号、特別職の職員の給与の特例に関する条例を採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第2号、特別職の職員の給与の特例に関する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議案第3号 北広島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例から

日程第 11 議案第9号 芸北創作センター設置及び管理条例を廃止する条例

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第3号、北広島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例から、日程第11、議案第9号、芸北創作センター設置及び管理条例を廃止する条例までの7議案を一括議題とします。以上7議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第3号から議案第9号につきまして一括して概要を説明します。議案集6ページをお願いします。議案第3号、北広島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の9ページをお願いします。議案第4号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町老人集会所等吉木福祉センターを吉木自治会へ、今吉田老人集会所を今吉田自治会へ無償譲渡することに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。次に議案集の11ページをお願いします。議案第5号、北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町基幹集会所畑ふれあいセンターを畑地区保全会へ無償譲渡することに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の14ページをお願いします。議案第6号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の16ページをお願いします。議案第7号、北広島町開発行為の適正化に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、太陽光発電施設の設置により懸念される環境等への影響に配慮した良好な環境保全を目指すため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の19ページをお願いします。議案第8号、北広島町立学校設置条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、町立学校の統廃合及び義務教育学校化に伴い、条例の一部を改正すること

について町議会に提案するものです。議案集の24ページをお願いします。議案第9号、芸北創作センター設置及び管理条例を廃止する条例について説明します。本案は、芸北創作センターの廃止に伴い、条例を廃止することについて町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 北広島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、危機管理課からご説明申し上げます。議案集の6ページをお願いします。本条例は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の改正に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。改正点を申し上げます。消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上区分を追加するため所要の改正を行うもので、退職報償金支給額を定める別表、第2条関係中において、階級ごとの勤務年数の区分で、改正前30年以上とあるものを改正後は30年以上35年未満とし、新たに35年以上の区分を追加するものです。なお、附則の1において、本条例の施行日を令和7年4月1日とし、附則の2において、令和7年4月1日より前に退職した非常勤消防団員については、なお、従前の例によることとし、本条例を適用しない旨明記しています。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議案第4号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましてまちづくり推進課からご説明いたします。議案集9ページをお願いいたします。豊平地域の老人集会所等の1つであります吉木福祉センターにつきましては吉木自治会へ、また、今吉田老人集会所につきましては今吉田自治会へ無償譲渡するに当たり、北広島町老人集会所等設置及び管理条例第2条に規定する別表から当該施設を削除させていただくことを提案させていただくものでございます。続きまして、議案第5号、北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。議案集11ページをお願いいたします。千代田地域の基幹集会所の一つであります畑ふれあいセンターにつきまして、畑地区保全会へ無償譲渡するに当たり、北広島町基幹集会所設置及び管理条例第2条に規定する別表第1から当該施設を削除することを提案させていただくものでございます。以上2議案、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 議案第6号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてこども家庭課からご説明いたします。議案集14ページをお願いします。今回提案させていただきました一部改正条例は、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得を不要とする栄養士法の改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により本条例の一部を改正するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第7号、北広島町開発行為の適正化に関する条例の一部を改正する条例について環境生活課からご説明申し上げます。議案集16ページから17ページをお願いいたします。今回の改正は、太陽光発電施設の設置により土砂流出や濁水の発生、景観へ

の影響や自然環境への影響等が懸念されることから、地域の理解を求め、良好な環境保全を目指すため条例の一部について改正するものでございます。改正箇所についてご説明いたします。16ページをご覧ください。第2条第1号に、これまで開発行為の対象としておりませんでした太陽光発電施設設置を追加し、同条第7号でその定義について追加したものでございます。続きまして17ページをご覧ください。第3条第1項第6号に太陽光発電施設のうち、開発行為の協議が必要となる行為について追加し、第13条第1項を従前の維持管理に加えて、関係法令の遵守と地域との良好な関係の維持を開発者の責務として改正を行うものです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 議案第8号、北広島町立学校設置条例等の一部を改正する条例について、教育課から説明いたします。議案集19ページをお願いします。提案の理由でございますが、町立学校のうち、新庄小学校が令和7年4月1日から大朝小学校と統合し、令和7年3月31日をもって閉校となること及び豊平小学校と豊平中学校が令和6年3月31日をもって義務教育学校豊平学園に移行したことに伴い、第1条で、北広島町立学校設置条例を、第2条で、北広島町立中学校通学費補助条例を、第3条で、北広島町立小学校通学費補助条例を、第4条で、北広島町立学校給食共同調理場設置及び管理条例を、第5条で北広島町立学校給食費条例をそれぞれ条例中における所要の改正を行うため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。この条例中、改正後の条例第1条別表及び条例第4条は、令和7年4月1日から施行し、他の改正については令和6年4月1日から適用します。以上ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 議案第9号、芸北創作センター設置及び管理条例を廃止する条例について福祉課からご説明いたします。議案集24ページをお願いします。今回提案させていただきました廃止条例にある芸北創作センターは近年利用はなく、今後も利用見込みがない施設であるため施設を廃止し、それに伴い、本条例を廃止するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上7議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第10号 指定管理者の指定についてから

日程第14 議案第12号 財産の無償譲渡について

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第10号、指定管理者の指定についてから、日程第14、議案第12号、財産の無償譲渡についてまでの3議案を一括議題とします。以上3議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第10号から議案第12号につきまして、一括して概要を説明します。議案集26ページをお願いします。議案第10号、指定管理者の指定について説明します。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で指定管理者を指

定するため町議会の議決を求めるものです。議案集35ページをお願いします。議案第11号、北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更について説明します。本案は、北広島町過疎地域持続的発展計画について計画の一部を変更する必要があるため、町議会の議決を求めるものです。議案集42ページをお願いします。議案第12号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、地域における活動拠点として有効に利活用することを目的とし、財産を無償で譲渡することについて地方自治法第96条第1項第6号の規定により町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課行政管理係長。

○総務課行政管理係長（坪内聡子） 議案第10号、指定管理者の指定について総務課からご説明申し上げます。議案集26ページをお願いします。本案は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定により町議会の議決を求めるものです。指定する施設は、美和集会センター以下63施設です。全ての施設を非公募として選定したもので、指定管理者となる団体及び指定期間はいずれも記載のとおりです。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第11号、北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更につきまして財政政策課からご説明申し上げます。議案集35ページをお願いいたします。令和3年度から令和7年度の計画期間で策定をしております北広島町過疎地域持続的発展計画につきまして、計画の一部を変更する必要があることから、計画変更について議会の議決を求めるものでございます。今回の計画変更の内容としましては、本町が現在取り組んでおりますゼロカーボントウン推進事業の内容と本計画の内容との整合性を図るため変更を行うものでございます。以上で北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議案第12号、財産の無償譲渡についてまちづくり推進課からご説明いたします。議案集42ページをお願いいたします。1、財産の表示。番号1、所在、広島県山県郡北広島町南方6398番地。種別、建物。名称、畑ふれあいセンター。延床面積198.00平方メートル。番号2、所在、広島県山県郡北広島町吉木1600番地。種別、建物。名称、吉木福祉センター。延床面積235.05平方メートル。番号3、所在、広島県山県郡北広島町今吉田1736番地外1。種別、建物。名称、今吉田老人集会所（旧吉坂小学校を含む。）、延床面積432.10平方メートル。2、譲渡先。番号1、住所、広島県山県郡北広島町南方6795番地1、畑地区保全会会長立川貢。番号2、住所、広島県山県郡北広島町吉木2726番地2、吉木自治会会長泉照樹。番号3、住所、広島県山県郡北広島町今吉田763番地、今吉田自治会会長末博文。番号1、畑ふれあいセンターは平成4年に建設され、現在、南方地区振興協議会が指定管理者として管理運営、番号2、吉木福祉センターは平成21年に建設され、現在、吉木自治会が指定管理者として管理運営、番号3、今吉田老人集会所は昭和48年に建設され、今吉田自治会が指定管理者として管理運営していただいているものでございます。地元自治会等へ無償譲渡を行い、町補助金を活用し、施設の整備を行っていたき、地域における活動拠点として有効に利活用していただくことを目的に無償譲渡することを提案させていただくものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上3議案については、後日、審

議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 5 議案第 1 3 号 令和 7 年度北広島町一般会計予算から

日程第 2 2 議案第 2 0 号 令和 7 年度北広島町下水道事業会計予算

○議長（湊俊文） 日程第 1 5、議案第 1 3 号、令和 7 年度北広島町一般会計予算から、日程第 2 2、議案第 2 0 号、令和 7 年度北広島町下水道事業会計予算までの 8 議案を一括議題とします。以上 8 議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは令和 7 年度予算の概要につきまして一括して説明します。令和 7 年度一般会計予算書をお願いします。議案第 1 3 号、令和 7 年度北広島町一般会計予算です。本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 1 億円とするものです。繰越明許費は第 2 表において 1 事業を、地方債については、第 3 表において借入限度額を 9 億 6 2 2 0 万円と定め、また一時借入金については、第 4 条で借入れの最高額を 2 0 億円と定めるものです。次に令和 7 年度国民健康保険特別会計予算をお願いします。議案第 1 4 号、令和 7 年度北広島町国民健康保険特別会計予算です。本案は、国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 億 9 0 0 0 万円とするものです。また一時借入金については、第 2 条で借入れの最高額を 2 億円と定めるものです。次に、令和 7 年度介護保険特別会計予算をお願いします。議案第 1 5 号、令和 7 年度北広島町介護保険特別会計予算です。本案は、介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 億 6 8 0 0 万円とするものです。また一時借入金については、第 2 条で借入れの最高額を 1 億円と定めるものです。次に令和 7 年度電気事業特別会計予算をお願いします。議案第 1 6 号、令和 7 年度北広島町電気事業特別会計予算です。本案は、電気事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 2 0 0 万円とするものです。また一時借入金については、第 2 条で借入れの最高額を 1 0 0 0 万円と定めるものです。次に、令和 7 年度芸北財産区特別会計予算をお願いします。議案第 1 7 号、令和 7 年度北広島町芸北財産区特別会計予算です。本案は、芸北財産区特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0 万円とするものです。また一時借入金については、第 2 条で借入れの最高額を 3 0 万円と定めるものです。次に令和 7 年度診療所特別会計予算をお願いします。議案第 1 8 号、令和 7 年度北広島町診療所特別会計予算です。本案は、診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5 9 0 0 万円とするものです。また地方債については、第 2 表において借入限度額を 1 0 0 万円と定め、一時借入金については第 3 条で借入れの最高額を 3 0 0 0 万円と定めるものです。次に令和 7 年度後期高齢者医療特別会計予算をお願いします。議案第 1 9 号、令和 7 年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算です。本案は、後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8 3 0 0 万円とするものです。また一時借入金については、第 2 条で借入れの最高額を 2 0 0 0 万円と定めるものです。次に令和 7 年度北広島町下水道事業会計予算をお願いします。議案第 2 0 号、令和 7 年度北広島町下水道事業会計予算です。本案は、第 3 条の収益的収入の予算額を 1 0 億 3 1 2 4 万 4 0 0 0 円、収益的支出の予算を 1 0 億 3 0 9 0 万 5 0 0 0 円とし、第 4 条の資本的収入の予算額を 2 億 6 2 4 0 万円、資本的支出の予算額を 5 億 9 7 5 1 万 4 0 0 0 円とするものです。第 5 条において、企業債の限度額を 7 4 0 0 万円とし、第 6 条において、一時借入金の借

入限度額を5億円、第7条において、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる経費、第8条において、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、また第9条において、一般会計からの補助金を5億7500万円とするものです。以上、予算議案8件につきまして、ご審議の上、議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、令和7年度予算関係8議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 同意第1号 監査委員の選任の同意について

○議長（湊俊文） 日程第23、同意第1号、監査委員の選任の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集の44ページをお願いします。同意第1号、監査委員の選任の同意について説明します。任期満了に伴い、次の方を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により町議会の同意を求めるものです。住所氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町川戸5705番地、森脇誠悟さんです。同意についてよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。この同意の案件でありますけども、私は4年前の提案があったときにも反対をさせていただいたんでありますけども、これは今推薦をされた方が適当でないということを理由に反対をしたのではなくて、本来、これまでは議会のほうも監査のほうの役を担っていたわけではありますが、それを議会のほうの側から、そうでないというふうなところへ変わっていくという段階の中で、私は公認会計士という、その資格を持った方にさせていただきたいという理由で反対したわけではありますが、今回もそのような理由で、公認会計士のほうにお任せにならなかったということが経過としてあるんでしょうけども、その理由をお聞きしてみたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 監査委員の位置づけでございますけども、これにつきましては、4年前にご説明したとおりでございます。誰を選任するかということでございますが、当該者につきましては、継続して監査委員をやられてたところの中で選任をさせていただいた経緯がございますけども、議員おっしゃいましたとおり、専門性を高めるというふうなことが考え方の中でございました。というところで監査委員につきましても、いろいろ人物を探しながらも、いろいろ探してきたわけでございますけども、結果的にこれまでやってこられた監査委員につきましても知識と経験が十分にあるということで、引き続きお願いしたという経緯がございました。同じ考え方で、今回につきましても、人材確保については努めてまいりますけども、これまでの知識と経験をしっかり生かしていただいて、監査委員の任務に就いていただきたいというところでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わり

ます。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより同意第1号、監査委員の選任の同意についてを採決します。本件については、森脇誠悟さんを選任することに同意することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、同意第1号、監査委員の選任の同意については、森脇誠悟さんを選任することに同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（湊俊文） 日程第24、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集46ページをお願いします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦について説明します。人権擁護委員法第6条第3項の規定により次の方を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。住所氏名をお願い申し上げます。広島県山県郡北広島町木次661番地、上田早苗さんです。よろしくお願いします。

○議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、上田早苗さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、上田早苗さんを適任とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、2月13日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 04分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~